

富山福祉短期大学学則

(平成9年4月1日)

改正 平成11年4月1日 平成12年4月1日
平成14年4月1日 平成15年4月1日
平成16年4月1日 平成17年4月1日
平成18年2月20日 平成18年4月1日
平成19年4月1日 平成20年4月1日
平成21年4月1日 平成22年4月1日
平成23年4月1日 平成24年4月1日
平成25年4月1日 平成26年4月1日
平成27年4月1日 平成28年4月1日
平成29年4月1日 平成30年4月1日
平成31年4月1日 令和2年4月1日
令和3年4月1日 令和4年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究し、知性・教養を高め、職業及び実生活に必要な能力を養い、もって社会性・創造性豊かな人間形成を図ることを目的とする。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科専攻及び定員)

第2条 本学において設置する学科専攻課程及び学生定員は次のとおりとする。

学 科 の 名 称		入学定員	収容定員
社会福祉学科		60人	120人
社会福祉学科	社会福祉専攻	- 人	20人
	介護福祉専攻	- 人	40人
幼児教育学科		50人	100人
看護学科		80人	240人
国際観光学科		30人	60人

※令和3年度より募集停止

※令和3年度より募集停止

第2条の2 本学に次の専攻科を置く。

看護学専攻

2 専攻科に関する規則は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は、社会福祉学科、幼児教育学科および国際観光学科においては2年とし、看護学科においては3年とする。

2 学生は、社会福祉学科、幼児教育学科および国際観光学科においては4年を超えて、

看護学科においては6年を超えて在学することはできない。

(学科・専攻の教育目的)

第4条 学科・専攻の教育目的は、次の通りとする。

社会福祉学科

その人らしい生活を支えるために必要な福祉・心理に関する専門的知識及び技術を身につけ、人や地域社会とあたたかい関わりをもち、人権を擁護することのできる人間性豊かな福祉人材の育成を図ることを目的とする。

(1) 社会福祉専攻 ※令和5年3月31日まで

福祉の専門的知識および技術、学芸を生かし、人や地域社会とあたたかい関わりをもち、人権を擁護することのできる人間性豊かなソーシャルワーカー（社会福祉士）や地域社会に貢献できる福祉人材の育成を図ることを目的とする。

(2) 介護福祉専攻 ※令和5年3月31日まで

その人らしい生活を支えるために必要な、専門的知識、心身の状況に応じた生活支援技術を身につけ、それらを必要とする人の尊厳と自立支援の意義を理解し、よりよい援助関係を築くための豊かな感性を伸長できる介護福祉士の育成を図ることを目的とする。

幼児教育学科

子どもの保育・教育に関する専門知識、技術を修得し、音楽や図工、体育などを通して、子どもの感性を育む表現力を身につけ、さらに保護者や同じ職場の仲間から信頼される幅広い教養と使命感をもって、子どもたちの幸せをサポートできる人間愛に満ちた保育者、教育者の育成を図ることを目的とする。

看護学科

看護師として正確な専門知識と安全な技術を身につけ、本人と家族を含めた看護の対象やその対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解を深め、信頼関係を形成し、安心感を与えることのできる態度と幅広い教養を身につけ、常に自己を向上させる意欲を備えた看護実践者の育成を図ることを目的とする。

国際観光学科

福祉の精神を基盤として、人権を尊重する高い倫理観を有し、人々の幸せのために、観光実務や観光サービスの分野で人を支援するための知識と基本的技術、語学力を活用し、地域の人々や関連職種と連携してインバウンドに対応し、地域創生に寄与できる人材を育成することを目的とする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏期休業日 8月10日から9月10日まで
- (4) 冬期休業日 12月23日から翌年1月4日まで
- (5) 春期休業日 3月1日から3月31日まで

ただし、必要な場合は、休業日であっても授業を行う場合がある。

2 前項の規定に係わらず、必要がある場合は、学長は、臨時の休業日を定め、また休業日を変更することができる。

第4章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、所定の入学選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に合格した者を含む）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学、転学科・転専攻)

第13条 本学に再入学または転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に取得した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 転学科・転専攻を希望する者は、学長に願い出ることができる。転学科・転専攻の承認については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により、3か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の時期)

第16条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して社会福祉学科、幼児教育学科、国際観光学科は2年、看護学科は3年を越えることができない。

3 休学の期間は、第3条第2項の在学年数に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍及び復籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡した場合

2 前項(3)号により除籍された者が復籍を願い出るときは、審査の上、相当年次に復籍することができる。

3 前項の規定により復籍を許可された者が、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第19条 授業科目を分けて、必修科目及び選択科目とする。

2 授業は、講義・演習・実験・実習及び実技とし、いずれかにより行うものとする。

3 授業科目の種類、単位数等は、別表第1のとおりとする。

(単位)

第20条 単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業日数)

第21条 1年間の授業日数は、試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業期間)

第22条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(資格の取得)

第23条の2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号に規定する介護福祉士の資格を得ようとする者は、社会福祉学科、社会福祉学科介護福祉専攻に在籍し、学則第19条の規定によるほか社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省厚生労働省令第2号）に定める科目及び時間数を修得しなければならない。

2 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第18条の6に規定する保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第19条の規定によるほか、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）に定める科目及び単位数を習得しなければならない。

3 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第19条の規定によるほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

4 保健師助産師看護師法第21条第1項（昭和23年7月30日法律第203号）に規定する看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学科に在籍し、学則第19条の

規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条に定める科目及び時間数を修得しなければならない。

(学習の評価)

第24条 学習の評価は、A・B・C・D・Fをもって表し、D以上を単位認定とする。

2 各授業科目の出席時間数が、講義・演習科目においては全授業時間数の3分の2、実験・実習・実技科目においては全授業時間数の5分の4に満たない者については、単位認定を行わない。

3 学習の評価に関する詳細な事項は履修要項に定める。

(他の短期大学等における授業科目の単位認定等)

第25条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生に他の短期大学または大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合にも準用する。

3 前項及び前々項の規定により、当該短期大学または、大学において修得した単位については15単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。ただし、看護学科においては、総合科目のみを認めることとし、13単位を限度とする。

4 前3項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 本学は、学生が入学する前に大学・短期大学・高等専門学校、及び専修学校専門課程(ただし、2年課程以上)において単位を修得している場合において教育上有益と認めるときは、本学において修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。看護学科においては、総合科目のみを認めることとし、13単位を限度とする。

3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 自己点検評価

(自己評価)

第27条 本学は、教育研究活動を組織的に点検・評価し、将来の改善を期すものとする。

2 自己点検・評価について必要な項目組織は、別に定める。

第7章 卒業等

(卒業の要件)

第28条 本学を卒業するためには、社会福祉学科、幼児教育学科および国際観光学科においては、学生は2年以上在学し、社会福祉学科においては62単位以上、社会福祉学科社会福祉専攻においては62単位以上、社会福祉学科介護福祉専攻においては62単位以上、幼児教育学科においては70単位以上、国際観光学科においては62単位以上を修得しなければならない。

2 看護学科においては、学生は3年以上在学し、102単位以上を修得しなければな

らない。

- 3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第 1 号に規定する介護福祉士の資格を得ようとする者は、社会福祉学科、社会福祉学科介護福祉専攻に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省厚生労働省令第 2 号）に定める科目及び時間数を修得しなければならない。
- 4 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 18 条の 6 に規定する保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）に定める科目及び単位数を修得しなければならない。
- 5 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める科目及び単位数を修得しなければならない。
- 6 保健師助産師看護師法第 2 1 条第 1 項 1 号（昭和 23 年 7 月 30 日第 203 号）に規定する看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 4 条に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

（卒業）

第 29 条 前条の規定を充足した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第 30 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第 8 章 入学検定料・入学金・授業料その他の費用

（入学検定料等の金額）

第 31 条 第 10 条に定める入学検定料は 30,000 円とする。但し、大学入試センター試験利用の場合の入学検定料は、16,000 円とする。

2 入学金、授業料等の金額は別表第 2 のとおりとする。但し、実習費については実習科目の履修登録者のみ納めることとする。

（授業料等の納入期）

第 32 条 授業料等は前期、後期の 2 期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。ただし特別の事情がある場合は、分納を認めることがある。

（退学及び除籍の場合の授業料等）

第 33 条 学期の途中で退学しまたは除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

（休学の場合の授業料等）

第 34 条 学期が始まる前に休学を許可された者については、休学する学期の始めの月から復学する学期の前月までの授業料等を免除する。ただし、別に定める在籍料を納付しなければならない。

2 休学を命じられた者については、休学を命じられた月の翌月から復学する月の前

月までの授業料等を免除する。

(復学の場合の授業料等)

第35条 学期の途中で復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を、復学した月に納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第36条 納付した入学検定料・入学金及び授業料等は、原則として返却しない。

第9章 懲戒

(懲戒)

第37条 次の各号に該当する学生に対しては、学長が教授会の議を経てこれを懲戒する。

- (1) 性行不良で改悛の見込みがないと認められる者
- (2) 修学努力が著しく不足していると認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

2 前項の懲戒はその行為の軽重に従い、訓戒、停学及び退学とする。

3 懲戒の処分の手続きについては、学長が別に定める。

第10章 教職員組織

(教職員組織)

第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員をおく。

第11章 教授会

(教授会)

第39条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第40条 教授会の構成は、教授会規程において別途定める。

(教授会の開催)

第41条 教授会は、学長が必要と認めたとき、これを開催する。

2 教授会の議長は、学科長がこれにあたり、学科長に事故があるときは適宜代理を置くことができる。

(教授会の審議事項)

第42条 教授会は、次の教育研究に関する重要な事項等について審議し、学長に意見を述べるることができるものとする。

- (1) 学則及び教学についての諸規程に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、復学、退学、除籍及び卒業、及びその他学生の身分に関する事項
- (4) 学生の授業及び試験に関する事項

(5) 学生の修学等を支援するための助言、指導、援助等に関する事項

(6) その他教育研究に関する事項

第12章 科目等履修生

(科目等履修生・聴講制度)

第43条 本学の授業科目等の履修を志願するものがある時は、本学の教育に支障のない限りにおいて、学則第9条の規定に準拠して選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生が特定の授業科目を履修したときは、第23条の規定に基づき、当該科目の単位を与える。
- 3 科目等履修生について、必要な事項は別に定める。
- 4 本学の授業科目の聴講を希望する者には、本条第1項および第3項を準用する。

第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人として、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第45条 本学に、附属図書館をおく。

- 2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第15章 全学センター

(全学センター)

第46条 本学は、地域貢献・学生支援のために以下のセンターを設置する。

- ・ 共創福祉センター
- ・ ラーニングセンター
- ・ ボランティアセンター

- 2 前項のセンターの運営について必要な事項は、別に定める。

第16章 雑則

(委任)

第47条 この学則の施行に関してその他必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

(学則の改廃)

第48条 この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴取し、理事会の承認を得てこれを行う。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

第18条第3項授業科目の種類、単位数等については、平成11年4月入学者より適用する。

附 則

第18条第3項授業科目の種類、単位数等については、平成12年4月入学者より適用する。

附 則

この学則は、平成14年度の入学生から適用し、第12条第3項転専攻については、平成15年3月より適用する。

附 則

平成15年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第34条については、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この学則は、平成30年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この学則は、平成31年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この学則は、令和2年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この学則は、令和3年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この学則は、令和4年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。